

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

週報

二十二月十二日號

第一六六號

昭和十四年十月二十日發
昭和十四年十一月十三日發
（每週一回水曜日發行）

五錢

國民體力管理制度
小作料の統制について
◇工業小組合制度とは何か
南寧方面の掃蕩戰
潜水艦戰と防潜
ソ芬紛争の經過

週報

昭和十四年十月二十日發
昭和十四年十一月十三日發
（每週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

貯蓄券

一等割増金五千四百七十五圓
十月二十日發行
大藏省・本勸業銀行

(判[A5]格規定國はさき大の書本)

戦時経済



露光量違いにより重複撮影

週報 (十二月二十六日)

國民體力管理制

厚生省：二
農林省：二
小作料の統制について

□：工業小組合制度とは何か
商工省：六

南滿方面の掃蕩戰 陸軍省情報部：三
潜水艦艦と防潜 海軍省海軍部及部：九

國際時事解説
ノ芬紛争の經過 外務省情報部：七

戰時統制物資講座 ⑤
最近公布の法令
内閣官房秘書課：四

縦一維 商工省：三

週誌

十一月廿五日
▽昭和十五年度豫算概算百三億六千萬元、閣議決定。▽外米百二十萬石買付終ると農林省発表。▽米ソ聯の芬蘭封鎖認めずと聲明。十一月廿九日(金)

週問

十一月廿五日(金)
▽中小産業調査會初總會、首相官邸に開催。▽王精衛を團長とする中央陸軍軍官訓練所、上海郊外に開所。▽周佛海、中央政府組織に關する論說を中華日報に寄す。▽第百六回國際聯盟理事會開く。十一月廿七日(日)

日誌

十一月廿五日(金)
▽南滿方面軍司令官、李自兩將に日支提携の促進勸告。▽武漢民衆中央政權促進大會開く。十一月廿六日(土)

今週の歴

十一月廿三日 皇太子殿下第六回御誕辰、帝國議會召集

今週の歴

十一月廿三日 皇太子殿下第六回御誕辰、帝國議會召集

戦時経済



露光量違いにより重複撮影

週報 (十二月六日)

国民體力管理制度
厚生省：二
小作料の統制について
農林省：〇
□：工業小組合制度とは何か
商工省：天
南寧方面の掃蕩戦 陸軍省情報部：二
潜水艦戦と防潜 海軍省海軍部及部：元
国際時事解説
ソ芬紛争の経過 外務省情報部：七
戦時統制物資講座 ⑥
商工省：五
最近公布の法令
内閣官房秘書課：四

週

十二月八日(金)
▽昭和十五年年度豫算概算百三億六千萬元、閣議決定。▽外米百二十萬石買付終ると農林省発表。▽米ソ聯の芬蘭封鎖認めずと聲明。十二月九日(土)
▽中小産業調査會初總會、首相官邸に開催。▽王精衛を團長とする中央陸軍軍官訓練所、上海郊外に開所。▽周佛海、中央政府組織に關する論説を中華日報に寄す。▽第六六回國際聯盟理事會開く。十二月十日(日)
▽南寧方面軍司令官、李自兩將に日支提携の促進勸告。▽武漢民衆中央政權促進大會開く。十二月十一日(月)
▽竹田宮恒徳王殿下、北滿方面の御視察より御歸還。▽第三回興亞委員會開會、「東亞新秩序」答申案可決。▽國際聯盟總會、ソ芬に即時停戦を要求。十二月十二日(火)
▽軍機保護法施行規則改正實施。▽中央物價委員と政府との物價問題懇談會、首相官邸に開催。▽ソ聯汽船、稚内で坐礁遭難。▽獨汽船「ブレイメン」號の歸國報せらる。十二月十三日(水)
▽ソ聯、調停拒絶を國際聯盟に回答。▽サイモン英蔵相、英佛間に經濟協力協定成立を聲明。十二月十三日(水)
▽稅制調査會總會、蔵相官邸に開催。▽南支十一月中の綜合戦果、敵遺棄死體九千九百七、捕虜千八十七之南支軍報報道発表。▽英、揚子江、蘇州、無錫三隻引揚げを發表。長江に残るは二隻。十二月十四日(木)
▽愛知県豊川に海軍工廠開設せらる。旨横須賀鎮守府發表。▽臨時政府成立二周年、王克敏宣言發表。▽聯軍總會ノ聯隊名。十二月十五日(金)
▽十二月二十日、皇太子殿下第六回御誕辰、帝國議會召集。

今週の扉



國民體力管理制度

厚生省

體力管理は何故必要か

國民の體力は國家の活動力の源泉であつて、國民體位の向上を圖り、強壯國民を作り上げることが國家百年の大計でなければならぬ。殊に、現在わが國が國家の總力をあげて邁進してゐる新東亞の建設には、國民體力の向上が、その根幹をなすのである。

しかるに現在の日本國民の體力はどうであらうか。一國の保健の尺度といはれる死亡率は次第に低下してはゐるが、周知の通り歐米諸國より遙かに高いのである。出生率は大正九年を頂點として低下の傾向に移り、特に事變勃發以來は急激に減少してゐる。その上勞働力が不

足し勞働過重となつた結果、青少年の身體は次第に蝕まれてゐる。こんな現状であるから今日これを根本的に改善する方策を講じなければ將來憂ふべき事態に立至る虞れがあり、延いては新東亞建設の聖業達成にも障害となるのである。

國民體力管理制度はこの缺陷を補ふために立案されたもので、約三千萬に達する未成年者の體力を國家が管理し、死亡による數の減少を防ぐと同時に、體力向上の方策を講じてその質的の向上を圖らうといふのである。

その準備として昨年来全國に互つて準備調査を行ひ、殊に千葉縣では本年縣下全市町村で體力検査を施行し、貴重な資料と經驗を得た。一方、制度の制定について

も國民體力管理制度調査會を設置して審議を重ね、その意見に基づいて國民體力管理制度案綱を作成、國民體力審議會に附議し、現在特別委員會で検討してゐるが、年内には成案を得て、來議會に法案を提出する豫定となつてゐる。以下この制度案要綱を基礎としてその大要を説明しよう。

體力管理とは

體力管理制度はいふまでもなく、國民體力を向上させるために國民の體力を管理しようといふのである。從來未成年者の身心の保護監督は、一切民法による親権者の監護義務に一任されてゐたのであるが、これを國民體力向上の見地からある程度まで公法上の義務とし、もし親権を行ふ者がこの義務を履行し得ない場合には國家自らの手によつて果さうといふのである。

詳しくいへば、先づ第一に、國家が未成年者に對して一齊に體力検査を施行する。そしてこの検査を受けさせる義務を親権を行ふ者に課するのである。これは未成年

者の體力の現状を明らかにしてこれに適當な指導を與へ、親権を行ふ者にその監護義務を充分に履行させようといふのであつて、一面これによつて國民體力の實相を知り、對策樹立の基礎としようといふのである。

第二に、この體力検査の結果必要と認められた場合には地方官が體力向上に關する指示を與へ、又は療養に關する處置命令を發することが出来る。この場合若し親権を行ふ者が費用を出すだけの能力が無く、その處置命令を履行出来ない場合には、國家の機關に指導させるのである。

この二つを綜合して體力管理といふのである。

體力を管理される者は誰か

この國民體力管理制度によつて體力を管理される者、つまり管理の對象は、「帝國國民にして未成年に達せざる者」に限定される。即ち未成年者に限るのである。

國民體力管理制度といふ以上、國民全部を對象とするのが理想であるが、一億に上る國民全部の體力検査を一

齊に施行することは事實上困難である。従つてどうして
も一定の範囲だけに限定する必要がある。限定するとな
れば、未成年者を対象とするのが最も適當であると考へ
られる。といふのはわが國の乳幼児の死亡率は今日なほ
歐米諸國のそれより三倍に近い高率で、結核の死亡率も
青少年が最も高いのである。殊に最近腹膜炎に吸収さ
れる青少年が増加した結果、その體力の低下は最も憂へ
られてゐるところである。更に健康の増進、體力の向上
は、身心の發育期即ち未成年の間が最も効果的なので、
以上の諸點を綜合して管理の対象（被管理者）を未成年
者に限定したのである。

體力検査

甲、検査を受けるべき者

被管理者は原則として體力検査を受けねばならない。
併し左に掲げる者は除外される。
一 戸籍法の適用を受けざる者

そこで當分の間、其の年體力検査を受くべき者の範囲は、
主務大臣たる厚生大臣が定めることになつてゐる。明年
はさしあたり十七歳から十九歳までの男子が指定される
ことになるだらう。

乙、検査を施行する者

體力検査は原則として市町村長が管掌する。そし
て本制度に於ては本籍地主義を採用せず、現住地主義を
採用した爲め、市町村長はその市町村内に現住する被管
理者に對し、體力検査を施行しなければならない。併し
被管理者が相當多數に集團を作つてゐる所では、其處で
一括して體力検査を行ふ方が便宜である。そこで次の
やうな例外を認めた。

その一は學校である。學校は主として夜間開設される
學校、學部等以外は、その學校長に體力検査を施行させ
る。然し學校では既に、體力検査と略同様なものを實
施してゐるから、なるべく重複を避けるため、十分注意
を取るべきは勿論である。

- 二 本制度施行區域外に在る者
- 三 現に兵籍に編入せられ居る者
- 四 陸海軍の學校に在學中の者

なほ本制度に定める體力検査を施行することの困難な
被管理者に對しては、特別の取扱をすることが出来る。

- 例へば、(一)監獄に拘禁中の者、(二)勞務場に留置中の者、
(三)矯正院や少年教護院に收容中の者、(四)監置精神病者、
(五)結核療養所、癩療養所等に入所中の者、その他病院に
入院中の者等に對しては、普通の者と同様な體力検査を
施行することは困難である。そこでこれ等の者に對して
は、例へば必要な事項を報告せよとか、或ひは醫師の
證明書を添へて届出でさせる等、適當な方法で體力検査
に代へることになるであらう。

以上のやうな例外を除いて、被管理者に對しては毎年
一回體力検査が施行されるわけであるが、併し未成年者
に限定しても、なほ被管理者は三千万人に達するので、
直ちに明年から、未成年者全部に體力検査を施行するこ
とは、設備、準備等諸種の點から、到底不可能である。

主として夜間開設される學校、學部等を除外したのは、
次のやうな理由に依るのである。即ち一般の學生、生徒、
兒童は、學校生活と家庭生活が殆んど全生活を占めて
ゐるので、學校と家庭とが十分な連絡を保つことに依
つて體力の向上を圖り得るが、主として夜間開設される
學校の學生、生徒は、大部分晝間は、工場、事業場その
他の實業に従事してゐる者で、學校よりも寧ろ職場の方
が、その生活の主要部分を占めてゐる關係上、彼等の體
力もその事業の性質、勞働條件等に影響されることが頗
る大きい。従つてその對策も、事業を中心として考慮せ
ねばならぬ。かやうな見地から、一般の學校とは別個に
取扱ふのを適當と認めたのである。

例外の第二は銀行、會社、工場、事業場等で、その年體
力検査を受くべき被管理者を一定數以上を使用してゐる
所である。これ等の銀行、會社、工場、事業場では、事
業主に體力検査を行はせるのであるが、その趣旨は、之
に依つて使用する者の體力の現狀を明らかにし、事業主
の之に對する關心を深からしめると共に、進んでその對

策を考慮せよといふに在る。勤務場所での体力検査を施行することは、受ける者にとつても多大の便宜であるばかりでなく、その職場を離れる時間を少くして、勞働力の低下、事業遂行の支障を少くするので、現下の産業情勢から見ても適當と考へたのである。

丙、検査を受けさせねばならない者

被管理者は未成年者であるから、この未成年者に体力検査を受けさせる義務を定めた。

義務者の第一は保護者である。保護者とは被管理者に對し親権を行ふ者を謂ひ、親権を行ふ者がなるときには其の後見人又は後見人の職務を行ふ者をいふ。

義務者の第二は教育又は監護の目的を以て被管理者を寄寓せしむる者である。教育又は監護の目的を以て寄寓せしめる場合は、保護者は多くの場合遠隔の地に居住し、従つて連絡上不便ばかりでなく、その寄寓の目的から見ても、寄寓せしめる者を義務者とするのが適當であると認められたのである。

きは、体力検査證を交付する。体力検査證は検査時に於ける被管理者の体力の現状を示すのに必要事項を記載したものであるが、その年齢の標準体力を附記して比較判定に便ならしめ、なほ發育の概況を知ることが出来るやう手帳式のものとする豫定である。

検査後の處置

体力検査をした後、その結果に基づき、どんな對策を講ずるか最も重要な點である。本制度案要綱には、被管理者の体力向上に關する指示と療養に關する處置命令との二つが規定されてゐる。

地方長官は体力検査の結果、被管理者が虚弱、疾病等のため、轉職、從業の停止等を爲す必要ありと認められた場合は、その旨を指示するのである。指示を受ける者は原則として保護者であるが、必要ある場合は、地方長官は被管理者を使用する者に對しても之を爲すことが出来る。例へば職場の変更、從業の停止等の指示は、保護者に對して爲すだけでは其の目的を達することが出来ず、どう

義務者の第三は被管理者を使用する者である。銀行、會社、工場、事業場等に使用される者の体力は、その事業の性質、勤務の條件、職場の衛生状態等に依り影響される所が少くないので、使用者はその被使用者の体力につき、平素から周到な注意を爲すべきは當然である。そこで本制度に於ては、使用者に、保護者に代つて体力検査を受けさせる義務を課したのである。

そして之等の義務者は、その年体力検査を受くべき者があるときは、その旨市町村長に届出ねばならぬ。前にも言つたやうに体力検査は現住地で受けさせることにしたので、該當者の調査は戸籍簿に依ることが出来ない。そこで之を届出させ、市町村長の事務的調査と相俟つて、検査の防止を期したのである。但し學校長又は事業主が体力検査を施行する場合は、該當者の調査が容易なので、届出は要らない。

体力検査證

市町村長、學校長及び事業主が体力検査を施行したと

しても使用者の協力が必要である。こんな場合には使用者に對しても同様の指示を爲すのである。

次に体力検査で主務大臣即ち厚生大臣の指定する疾病に罹つてゐる被管理者を検診した時は、地方長官はその保護者に對し、醫師の指導を受けて療養せよとの命令を發することが出来る。どんな疾病が指定されるかは未だ確定してゐないが、本人だけでなく、他人の体力にも重要な影響を及ぼし又は及ぼす虞れがあると認められるもの、例へば結核、花柳病等が指定されるであらう。

而して右の處置を命ぜられた保護者が、その資力薄弱で費用支辨の途がない場合は、國家が代つて被管理者の療養の指導に當るのである。即ち地方長官は各郡市に數名の國民体力管理醫を設置し、これに療養の指導を爲さしめるのである。

本制度案要綱には以上の二方法しか規定してゐないが、体力検査後の處置又は對策は、決してこれだけではない。検査の際、個々にその健康度に即應した注意や指

導を與へる外、いはゆる筋骨薄弱者に對する體力増強の方策も計畫してゐる。即ち體力検査の結果虛弱と認められた者を一定の場所に收容して、一週間か十日ぐらゐ、適當な訓練を施し、體力の向上を圖らうといふのである。その他既存の保健施設を利用して、適切な處置を講ずることも亦重要である。

例へば疾病に罹つてゐる被管理者が、健康保険、國民健康保險等の被保險者である場合はこれに依つて處置をさせ、結核又は癩患者の場合は結核又は癩療養所への入所をすゝめ、或ひは又休業せよと指示を受けた者が、その指示を履行すれば忽ち生計の途を失ふ虞れがある場合には、救護法又は母子保護法の發動その他社會事業施設の救済を求める等、既存施設との關係は極めて深い。従つて社會保險の普及、療養所等各種豫防施設の擴充、殊に保健所網の完備は、本制度の實效を擧げる上に缺くべからざるものとなるであらう。

なほ本制度の目的が、國民體力の實相をしつかり把握して適切な對策を樹立しようとするのにあることは、既

述の通りであつて、従つて體力検査の結果を如何に利用し、どんな對策を樹立するかは、本制度の成否に關する問題である。即ち國家としては、國家的に見て最も緊切と認められる對策を樹立し、又道府縣市町村は、その地方に最も適切と認められる對策を立て、以て本制度の活用に遺憾なきを期せねばならない。

特殊の義務を課せられる者

本制度に依つて特殊の義務を課せられた者に、醫師、齒科醫師及び被管理者を使用する者がある。

本制度はその對象の範圍が極めて廣く、従つてその實施を円滑ならしめるためには、多數の醫師や齒科醫師の協力を必要とする。そればかりでなく、醫業は本來國民體力の向上を目的とするものであるから、醫師及び齒科醫師に國民體力管理醫たる義務を課したのである。然しながら之がため國民の醫療に支障を生じ、又は甚だしく業務を妨げるやうなことは、本制度の趣旨にも副はないので、體力検査の計畫樹立に際しては、道府縣醫師會及

結 び

以上は國民體力審議會に付議された本制度案の概要である。現下國民體力の向上に最も心を致すべきとき、之が重要な對策の一として立案された本制度に對し、國民一般の深き理解と協力とを望んでやまない。

次に使用者に對しては、雇傭期間、雇傭條件、業務の都合等その使用關係を理由として、保護者の義務履行を妨げること、體力検査の結果判明した疾病異常等を直接の理由として、解雇、減俸、減給等被管理者に不利益な取扱を爲すことを禁止し、被管理者を保護すると共に、本制度の運用に支障なからんことを期した。

なほ本制度の實施に當つては、個人の秘密を知り得る機會が多いので、之に關與した者に對し、秘密嚴守の義務が課せられてゐる。秘密の漏泄防止については特に注意し、體力検査に當つても秘密を要する事項は一般の検査票や體力検査證には記載せず、別に精密検査票を作つて、國民體力管理醫に嚴格に取扱はせることになつてゐる。

職員手帖 昭和十五年用
紀元二千六百年用

内閣官房撰定の本手帖は官吏、軍人、學校職員の携帶用としての至便な内容を備へ、慰問品としても非常に喜ばれて居りますから本誌と併せて前線將士に御送り下さい。

定價四十錢 送料三錢
全国各地書店にあります

内閣印刷局



小作料の統制について

農 林 省

は し が き

さきに政府は國家總動員法の關係條項を發動し價格等統制令等の勅令を制定公布して、價格、運賃、賃金、賃貸料等の全般に互つて騰貴抑制のための臨時應急的措置を講じたのであつて、小作料も一應價格等統制令に依つて統制されることとなつてゐたのである。しかし小作料は農業生産に重大な關係がある上に、社會的にも複雑な關係にあるので、その統制に當つてはこれ等の點を考慮することが必要であると共に、從來の行政上の取扱ひと、農村の實情に即した方法に依つて統制することを要する等、その特殊性に鑑み、價格等統制令とは別に、國家總動員法第十九條に基づき勅令第八百二十三號「小作料統制令」が制定公布され、

十二月十一日から内地(朝鮮、臺灣、南洋群島)に於ては十二月十八日から施行されることとなつたのである。そしてその施行規則も、内地については「小作料統制令」の公布と同じ日、即ち十二月六日農林省令第六十六號を以て公布された。本令の制定された趣旨は、一般物價の抑制のために農業生産費の主要な部分を占めてゐる小作料について必要な統制を加へんとするのみでなく、農業經營を安定させて重要農産物の生産の確保を圖ると共に、統後農村の平和を保持してますます「重大さ」を加へて來た農村の使命を遺憾なく遂行させようといふのである。

小作料の意義及び範圍

本令に依つて統制を受ける小作料は、耕作の目的を以て農

地が賃借される場合の借賃並びに耕作の目的のための水小作及び賭地権の小作料である(第三條)。こゝに賭地権といふのは朝鮮の慣習に基づく物權の一種であつて、その權利の性質は民法の水小作に類似してゐるものである。従つて耕作以外の目的で賃借される場合(例へば、材料置場、砂利置場等)として使用するために賃借される

統制の対象となるもの

し難いやうな場合がある。そこでこれ等の借賃も例外として本令の統制の目的とした(第三條)。「株小作等」の場合はその著るしい例である。この例外の場合は價格等統制令、又は地代家賃統制令の特別規定としてこれ等の統制を受けないで本令の統制を受けることとなるのである。

國家總動員法第十九條
政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃貸料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

場合の借賃は本令の統制を受けない。これ等の借賃は價格等統制令の適用を受けるのである。又建物所有の目的で賃借され、又は地上權が設定される場合の借賃は、地代家賃統制令の統制を受けるのである。本令の統制は受けない。たゞ農村に於ては農地以外の土地、例へば採草地、干場等が農地に附隨して賃借される場合が多く、或ひは農倉、溜池等の建物、工作物が農地に附隨して一括して賃借され、その借賃と農地の借賃とを區別

本令は小作料の額又は率は率ばかりでなく、小作料の種別及び減免條件も統制の対象とし、なほ農地の賃貸借契約、永小作權設定契約等に於ける一定の條件をもその対象とした(第十一條、施行規則第七條)。わが國に於ける小作料は大別して一定の額を以て定めるものと、收穫高に對する一定の割合を以て定めるものとがある。更に前者には、現物即ち米、麥、大豆等で納付する物納小作料と、金銭で納付する金納小作料と、一定量の現物で表示して置いて實際に納付する場合にはその現物を一定の時及び場所の相場で金銭に換算して金銭で支拂ふ代金納小作料とがある。

後者には、いはゆる分益小作料と稱し、收穫高の一定率を小作料とするものと、毎年收穫高を見取つてその收穫高の一定率を小作料とするいはゆる見取小作料とがある。物納小作料にも米で支拂ふか、麥で支拂ふか等、現物の種類も種々あり、同じ米で支拂ふものでもその品等を如何に定めるかに依つて差異がある。そこでこれ等の小作料の種類を變更することはその變更の方法如何に依つては實質上小作料の額を増減することとなるから小作料の種類も統制することとした。

又わが國に於ける小作料は平年作を豫定しての定である場合が多い。従つて不作の年はその不作の程度に應じて契約で定まつてゐる小作料の額を減免するものが多い。かゝる減免すべきものをしないか、或ひは減免の割合を少くしたりすることは、これ亦小作料の額を増加することとなるから、小作料の種類、額又は率だけでなく減免条件も統制することとした。

次に敷金、補償金、修繕費及び用排水費の負擔、改良費の負擔、公租公課の負擔、小作料の支拂条件、借主の貸

主に提供する勞務に關する條件及び借主の貸主に給付する

権利金その他の財産上の利益に關する條件の如き貸借又は永小作の種々の條件も小作料の種類、額又は減免条件の決定と密接な關聯がある。従つてこれ等の條件を無統制のままに置いては、小作料の額等を統制してもこれ等の條件に於て借主の負擔を増加せしめられて、結局小作料の額等の統制が無意味になつてしまふことになるから、これ等の條件に對しても同様必要な統制を加へることとした

(第十一條、第十七條、施行規則第七條)

こゝに補償金といふのは、現物納小作料の場合に契約に定めてゐる品等に對し、貸主が借主に支給する獎勵米の外、契約に定めてゐる品等よりも上位のものを納入したときに貸主から借主に支給する格差金、下位の品等のもを納入したときに借主から貸主に納入する罰米を謂ふのである。又小作料の支拂条件とは小作料が前納であるか否か、納入の場所、納入のための運賃、依裝費、検査料等の負擔に關する條件を謂ひ、借主の貸主に給付する権利金その他の財産上の利益に關する條件とは小作料の場合に轉借

人が轉貸人に支拂ふ権利金その他の利益に關する條件を謂ひ、小作人間に於けるいはゆる小作權の對價の如きものは含まない。

如何に統制されるか

(一) 引上停止

本令の實施後は小作料の種類、額又は率、減免条件及びその他上述した條件の最高基準が次の如く定まるのであつて、その基準が定まつた農地については後に述べるやうに、特別の事由があつて地方長官の許可を受けたときの外、今後は契約期間の満了、貸主又は借主の變更如何に拘らず、貸主はその基準の額又は率を超えて小作料の額又は率を定めたり、その基準の種類、減免条件又はその他の條件に比して借主の負擔の増加となるやうな種別、減免条件又はその他の條件を定めることが出来ない(第三條、第十二條、施行規則第七條)。又貸主はどんな名義であつても本令の適用を免れるために借主に對し、農地の賃貸借又は永小作の契約に定めてゐない財産上の利益を求めるとは出来ない

し、現在の賃貸借を請負その他の契約の形式に變更して本令の統制を免れることも出来ない(第九條)。

1 引上停止の基準

小作料の種類、額又は率、減免条件及びその他の條件の引上停止の基準は次の通りであつて、過去に於けるものを基準とするものと、今後定められるものを基準とするものとの二種がある。

(イ) 過去に於けるもので定まる基準
これが更に昭和十四年九月十八日に於けるものを基準とするものと、然らざるものとがある。

(a) 昭和十四年九月十八日に於て小作料の定つた農地については、その日に於て事實定まつてゐた小作料の種類、額又は率、減免条件及びその他の條件が基準となる(第三條第一項第十一條、施行規則第七條)。九月十八日には、一石の小作料を昭和十五年一月から一石一斗に増額する旨の約束が當時既に出来てゐたとしてもその農地について基準となるものは一石である。

(b) 昭和十四年九月十八日には小作料の定がなく、その後本令施行前、即ち昭和十四年十二月十日迄に小作料の種類、額又

は率、減免条件及びその他の条件の定まるに至つた農地、例へば、昭和十四年九月十八日にはたゞ、誰にも貸してゐなかつた農地を十二月十日迄に誰かに貸したとか、従来自作してゐたもの、或ひは耕作以外の目的に供するために貸してゐたものを九月十九日以後本令施行前に他人に貸したの等については、昭和十四年九月十九日以後最初に定められた小作料の種別、額又は率、減免条件及びその他の条件がその基準となる(第三條第二項第十一條施行規則第七條)。

次に上述の基準を超えて小作料の額を定め、或ひは基準よりも借主の負擔の増加を来すやうな減免条件等を定めることは、特別の事由ある場合に於て地方長官の許可を受けたときの外はこれを認めないものであるが、價格等統制令施行前迄の間に増額し又は變更してゐるものは如何にするか。かくの如き農地についてはそれが裁判、裁判上の和解、調停等の形で認められたものを除き第十六條第十七條施行規則第七條貸主は本令施行後最初に納期の到来するもの以後の分からその納期迄に(第三條第九條、基準以内)に減額するか、變更しなければならぬ(第十五條第七條施行規則第七條)。

(ロ) 今後定められるもので定まる基準。
昭和十四年九月十八日に於ても、又九月十九日以後本令施行前迄の間に二度も貸貸されたことのない農地、例へば、今まで自作してゐた農地を本令施行後初めて他人に貸すとか、九月十七日以前には他人に貸したことはあるが、九月十九日以後本令施行前迄の間は他人に貸したことのない農地を本令施行後再び他人に貸す場合には、その農地については本令施行後定められる最初の小作料の種別、額又は率、減免条件及び其の他の条件が基準となる(第三條第二項第十一條施行規則第七條)。

2 引上の許可

以上に説明した基準を超えて小作料の額若しくは率を定め、又は以上の基準に比し借主の負擔を増すやうな種別、減免条件若しくはその他の条件を定めることは原則としては認めないのであるが、特別の事由ある場合に於て、地方長官の許可を受けたときは差支へない(第三條本文但書第十一條施行規則第七條)特別の事由があるかないかは具體的に判断するより外はないのであるが、例へば、貸主が現在基

準となつてゐる小作料の額等が定まつた以上土地の改良等をして著るしく小作地の利用を増進したとき、當時借主が貸主の縁故者であつたために基準たるものが低額であつたとか、借主に有利になつてゐたとき等はその事由となる場合が多いであらう。

地方長官に對する引上の許可申請は廳府縣令を以て定められる手續に従つてされねばならない。地方長官がその許可を爲す場合は道府縣農地委員會(農地調整法第十五條)同施行令第三十二條乃至第三十三條、同施行規則第十六條參照)の意見を聴くことを要する(第八條第十一條施行規則第七條)。

(二) 適正小作料の設定

上述の引上停止は必然的に各農地の小作料の額等の間に不均衡を來すことを免れない。殊にわが國に於ける小作料は沿革的、社會的理由に依つて不合理なものが多い。それ故早くから小作調停制度が實施され、裁判所に於ける調停に於て、或ひは調停外の行政措置に依つて漸次その合理化を圖り來つて現在に至つてゐるのである。従つて小作料の引上

停止はその間に著るしい不均衡を生ずることは當然豫想されるのである。又小作料の減免条件等は不明確なる場合が多いから、その間に無用の紛議を生ずる虞れがある。そこでこの不均衡を是正し、不明確なることから生ずる紛議を未然に防止するために三個の方法を以て統制を圓滑に行ふこととした。その一が市町村農地委員會に依る適正小作料の設定である。

1 適正小作料の設定

市町村農地委員會(農地調整法第十五條、同施行令第五條乃至第二十條、第三十一條乃至第三十三條、同施行規則第十四條、第十五條參照)必要ありと認むるときは當該市町村にある農地の小作料の種別、額若しくは率、減免条件又はその他の条件を決定することが出来る(第四條第二項、第十一條施行規則第七條)。「必要ありと認むるとき」は市町村農地委員會は本令第四條の規定に基づいて適正小作料を決定することが出来るのであるが、農地委員會は本令制定の趣旨に従つて必要ありや否やを認定することを要する。従つて本令の趣旨に背反してこれを爲すことを得ないのは勿

の命令に従つて減額等を爲した場合には、その額若くは率、
減免条件、その他の条件が以後その農地につき基準たるも
のとなるのである(第六條第二項、第十一條、施行規則第七條)。
なほ地方長官が引下命令を爲さうといふ場合は、道府縣
農地委員会の意見を聴くことを要するし(第八條、第十二條、
施行規則第七條)。なほ裁判、裁判上の和解、調停等に依つて
定まつてあるものについてはこれを爲し得ない(第六條第
三項、第十一條、施行規則第七條)。

(四) 裁判、裁判上の和解、調停等に依る引下

上述のやうに裁判、裁判上の和解、調停等に依つて定ま
つてゐる小作料の額等については、地方長官の引下命令は
爲されないが、従来から裁判所に於ても調停に依つて小作
料の合理化に努力してをり、又昭和十三年八月一日より施
行された農地調整法に於ては小作調停制度を擴充強化し
て一層小作料の合理化を圖らんとしてゐる。そこで價格等
統制令の實施後は訴訟、調停事件等に於ては増額等本令の
趣旨に反する裁判、調停等は爲し得ないのは勿論であるが、

更に裁判、調停等に依つて減額され、若くは減率された額若
くは率又は借主に有利に変更された種別、減免条件若くはそ
の他の条件は以後その農地に關して基準となることとした
(第七條、第十一條、施行規則第七條)。故に裁判、調停等に依つ
て減額された小作料の額等はその當事者を拘束するばかり
でなく、以後當事者の變更があつてもその額を超えて小作
料の額を定めること等を爲し得ないこととなるのである。

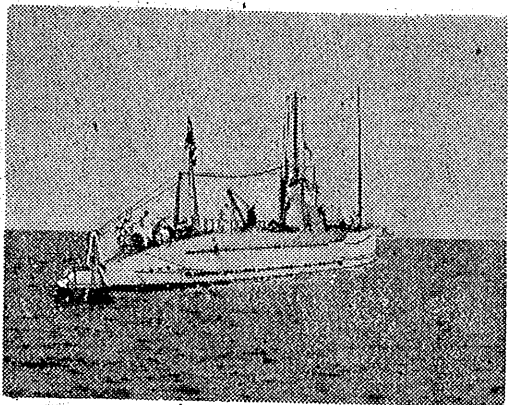
むすび

本令の運用を圓滑にし、所期の目的を達成するには道
府縣農地委員会及び市町村農地委員会が本令の趣旨に即し
た活動を爲すことを要するは勿論のことであるが、農地の
所有者及び耕作者の時局の認識と互に互助の精神とに俟
つところが多し。従つて農地の所有者も本令の趣旨に反す
るやうな行爲を爲さず、耕作者も小作料の延滞等不徳義な
行爲を爲さず、克く時局下の農村の重大使命を自覺し、以
て相協力して銑後農村に課せられた責務を果されんことを
望んでやまない。

潜水艦戦と防潜

海軍省海軍軍事普及部

有難迷惑の潜水艦萬能論



潜水艦の概念については、すでに
週報第七八號(昭和十三年四月十三
日)に述べた通りであり、現行小學
國語讀本卷六に要領よく解説さ
れてゐるから、改めてここで詳し
く述べるまでもないと思ふ。たゞ
この際一般國民としては、潜水艦
戦とは如何なるものかといふこと
について健全な常識を持ち、且つ
防空と同じやうに國民生活に密接
な關係がある防潜(對潜水艦防禦)
といふことについても、國民的關

(カットの寫眞はわが潜水艦)

心をもつて之に對處する心構へが望まし
いばかりでなく、今やそれを喫緊事とす
る時代になつたことを深く認識しなけれ
ばならない。

今次歐洲戦の勃發以來、海上作戦の
方面では、豫想通りイギリスの對獨封鎖
に對して、ドイツはその優勢を誇る空軍
と新銳の潜水艦を以て作戦行動を開始
し、今や世界の視聽は艦隊對空軍戦の
勝敗如何といふ新課題に對して集注さ
れると共に四半世紀ぶりの新潜水艦戦に
多大の期待がかけられるに至つた。
艦隊對空軍の戦闘、これは空戦の試練
を受けるのは今回が初めてであるが、潜
水艦はすでに過ぐる大戦に於ても輝かし
い戦果を収めてをり、今回また獨潜水艦
は周知の通りイギリスの巨艦數隻を撃つ
て擧歌を奏し、幸先よ潜水艦戦のスター
トを切つたので、わが國の一部にもポツ
ポツ潜水艦萬能論が現はれ始めたやうで

その戦闘力の全能を發揮し得ない事情に
すらあるのである。

潜水艦は制海権を獲得し得ず

現に潜水艦が水上でも水中でも航行出
來ると云ふ兩面性は、潜水艦として必ず
しも水上、水中兩面の兵術的利點を併有
してゐることを示すものではなく、水中
にあつてこそ其の本領を發揮し得べき潜
水艦が、その水中性能の缺陷を補はんが
爲めに、自ら攻撃力、防禦力、運動力の
すべてを通じて不完全な水上艦と成り
變つて、その作戦行動の範圍を擴大しつ
つあることを物語つてゐるのである。即
ち作戦行動に従事する潜水艦は、或る時
は潜航して名實共に潜水艦となり、又或
る時は戦闘力不完全な水上艦となつて
水上航行を続け、かういふことを幾度も
繰返して、幸ひに好機に際會すれば、そ
の程度機を失せず直ちに潜航して、潜水

艦としての本来の戦闘力を發揮し、或ひ
は潜水艦のみの有する特殊の作戦能力を
發揮するわけである。もとより潜水艦は
他部隊の支援なく單獨行動によつて能く
敵の巨艦を撃し、又敵國の通商を破壊し
て、敵の制海権を擯奪し得るが、この事
が直ちに自國の爲めに制海権を獲得し、
自國の交通線を確保してその通商を保護
することにほならないのである。

之を要するに潜水艦は唯一の海軍兵力
として、水上艦艇にとつて代り得るもの
でもなく、水上艦艇も亦潜水艦の出現に
よつて其の存在の理由を失ふものでは
ない。事實潜水艦はその特殊な性能以外
の點では、水上艦艇に比べて劣つてゐる
といへる。だから潜水艦艦とは前述の
通り、水中兵力である潜水艦に、潜水艦
だけが持つてゐる特殊な能力を發揮さ
せて海上作戦の全般を有利に導くことと
あり、われわれが潜水艦艦に期待すべき

ことと、期待すべからざることとの間には
自ら限界があるのである。その限界を知
る爲めには、先づ潜水艦そのものの特殊
な性能を知らなければならぬことはいふ
までもない。これさへ解つてみれば、潜
水艦の能力を買彼つてその萬能論を信じ
たり、或ひは潜水艦を不當に輕視して之
を無用視したりするやうなことはあり得
ない筈である。

前述したやうに水上艦艇存在の理由が
艦として存在する以上、各種水上艦艇の
存在理由も亦失はれず、艦艇亦依然とし
て價値を有することは云ふまでもない。
かくて艦艇不經濟、無用論の如きは勿論
とるに足らない議論であることが知られ
よう。たゞ強ひて問題にすれば、嘗て軍
縮會議に於て十五年の休日、食つた
艦艇が、そのまゝの姿で果して能く近代立
體戰の要求に即應し得るや否やと云ふこ
とが考へられるが、今や世界列強の船廠に

は十數隻の新艦艇がハンマの音高くそ
れぞれの工程を急いでゐる現狀である。

通商破壊の威力

さて前大戦當時潜水艦の好餌となつた
軍艦の總数は百五十隻を超えといは
れ、就中ドイツ潜水艦の活躍最も目ざま
しいものがあり、殊に開戦後五ヶ月の間
にイギリス軍艦八隻を撃沈して幸先よい
潜水艦戰のスタートを切つたが、英獨海
軍勢力比を動搖させるやうな効果は遂に
なかつた。それよりも通商破壊艦によつ
て聯合國側一千五百萬噸、イギリスだけ
でも一千萬噸の船腹を海底の藻屑と化
し、イギリス國民を餓死の一步手前まで
迫らせたことの方が遙かに重大であつた。

防潜には國民の協力が
必要である

今こゝで對潜防手段について詳説す
る邊がないが、この事は他所事ではな
い。わが國のやうに國家の獨立、生存、
發展を海に依存しなければならぬ國に
あつては、對潜防禦力の大小が直ちに國
民生活に深刻な影響を與ふべきことは論
をまたない所で、これは勿論帝國海軍の

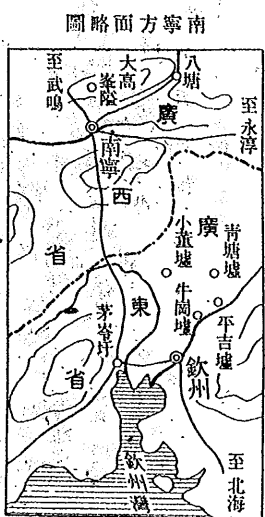
任務ではあるが、一般國民も亦平素から
これに協力するの心構へを緊要とするこ
とは今日の防空問題と少しも變りはな
い。

しかして一般國民の協力とは、積極的
に海軍思想を養ひ、海運貿易漁業の進展、
造船業の興隆を圖り、有事の日、潜水艦
戰の脅威に屈しない潜勢力を涵養するに
ある。前大戦當時イギリスがドイツの潜
水艦艇によつてドタン場まで迫詰められ
たにも拘らず、終によく其の危機を脱し
得た理由の一つは、イギリス國民の海國
民的資質と其の卓越せる造船能力の賜も
のであつたと云ひ得るのであつて、イギ
リス本國周海に於ける漁船隊が如何に對
潜防備上有用な役割をつとめたかと云ふ
ことも、注目に値する所で、將來の參考
とするに足るものと値する。これ一般國
民に對し防空と等しく防潜を強調する所
以である。

南寧方面の掃蕩戰

陸軍省情報部

十一月二十四日南寧城に突入以來、市内外の殘敵掃蕩中のわが軍は、二十六日これを終了した。南寧附近で抵抗した敵の兵力は約六千、敵の遺棄死體二二〇〇、齒獲品として火砲四、機關銃六、輕機四八、小銃二六四を獲得した。これに對しわが方の戦死傷は約二〇〇名であ



つた。南寧を放棄した敵は南寧東方約六、七十軒賓陽、永淳、陸屋圩の線に、又その一部隊は南寧北方約五十軒武鳴附近の山地に後退し、隊勢を恢復し、わが軍に對し反撃の機會を窺つてゐる模様である。これに對しわが軍は、引續き各方面に出動、殘敵の掃蕩撃滅に奮闘してゐる。

1 南寧方面

イ、南寧東北方約四十軒、八塘附近高地線に數線陣地を占領してゐる敵約二千に對し、わが一部隊は十二月三日夕刻より攻撃を開始し、翌四日午後これを撃破した。敵は裝甲車及び砲を裝備したや、優良部隊であつた。この戦闘に於ける敵の遺棄死體約五〇〇、捕虜五、齒獲品

重機一、小銃七五、わが方の戦死九名、戦傷六一名であつた。

ロ、南寧北方約十六軒、大高峯隘北側高地にある約三千の敵に對し、わが軍は三十日夜行動を開始し巧みにこれを包圍して一日朝これに殲滅的打撃を與へた。この戦闘で敵に與へた打撃、遺棄死體一〇六二、捕虜八、齒獲品迫撃砲七、機關銃五、輕機二七、小銃二八五、電話器八、これに對しわが方の損害戦死二二名、戦傷四七名。

ハ、八日夜敵の收殘兵若干南寧附近に現はれ、ガソリンその他を盜取しようとしたが、わが警備兵に發見され直ちに撃滅された。

2 欽州方面

イ、わが部隊は七日正午頃約三百の敵を撃破して牛崗嶺(欽州東北約二十軒)に進出し、引續き同地東北の平吉墟—青塘墟の線に陣地を占領してゐる敵に對し猛攻を加へ十日これを撃破した。敵の兵力約一ヶ師、十日迄に判明した敵の遺棄死體約四〇〇、わが方の戦死一〇名、戦

傷二三名であつた。

ロ、小董墟(欽州北方約二十五軒)方面に現出した敵に對し、わが部隊は八、九兩日これを攻撃して撃破した。

寫眞週報

十二月二十日號
が出来ました

- 秩父宮殿下中支方面御視察
- 東瀛海線も全通した
- 上海にみる歐洲戰
- 野兎をとる韓國隊—全國狩獵家の野兎毛皮供出運動
- 經濟戰の張尻は
- 精動で曆を終る第三年(漫畫)
- 機雷水雷の雷のお話
- 家庭救急箱—家庭常備藥品とその使用方法
- 海外通信—讀者のカメラ

定價 十 錢



工業小組合制度とは何か

商 工 省

工業小組合制度は何か

わが國工業の狀態を、その經營規模の見地からみると、中小規模のものが極めて多いことが分る。試みに、化學工業にあつては使用職工五〇人未満、瓦斯電氣業にあつては三〇人未満、その他の業種にあつては一〇〇人未満を中小規模とすれば、商工省工場統計表に計上された工場数の九〇%以上が中小規模に入ることとなる。しかし生産額についてみれば、逆に中小規模のものの生産額は四五%程度に過ぎない。

かやうに中小工業の多いことは、従来わが國工業の良

意味の特色とされ、これを維持し振興するために、種々の方策が講ぜられて來た。その方策のうちでも、工業小組合制度は大正十四年に重要輸出品工業組合として創設され、共同購入、共同販賣等の經濟的事業と検査、生産調節等の公共的事業を併せ行ふことに依つて、工業を改良發達せしめ、特に輸出振興に寄與したことは顯著なものがある。

しかるに中小工業と一口にいつても、使用職工一〇〇人に達するものもあり、五人に満たないものもある。特に五人未満のものは、正確な統計はないが實に多数であつて、過去に行はれた國勢調査、六大都市で行はれた工業調査の結果から推定すれば、實に三十萬を超える程である。ところ

が工業小組合制度はこれ等の夥しい小工業者に利用し難い點があるために、小工業者は未だ工業組合を組織してをらず、従つて業界は無統制であり、その經營は不合理である。このやうな經營の脆弱な小工業者を多數亂立させることは、わが國の工業の健全な發達を圖るために喜ぶべきことかといふと、決してさうではないのであつて、これを改善する必要は夙に取上げられてゐた問題である。

支那事變勃發以來の經濟事情の變化は、小工業者組織化の必要を緊切ならしめるに至つた。さて小工業者の組織化についてはどんな方法が考へられるであらうか。經營の合理化を圖る點からみ考へれば、企業を合同することが最も捷徑であらう。しかし従來獨立の企業者として活動してゐた者を一舉に會社の株主にしてしまふことは事實上甚だ困難である。こゝまでに至らなくとも何か方法はないであらうか、これが工業小組合制度が創設された所以である。

工業小組合とはどんな制度か

しからは工業小組合とは如何なる制度か。改正された工

業組合法の第三十三條ノニは次の通り規定してゐる。

工業小組合ハ、小工業者ヲ以テ之ヲ組織シ、組合員ノ共同ノ利益増進ヲ圖ルヲ以テ目的トシ、組員ノ工業ニ關スル共同設備ノ設置、組合員ノ工業ニ必要ナル物ノ供給、組合員ノ爲メノ注文ノ引受及組合員ノ製品ノ販賣ヲ爲スモノトス

即ちその目的は組合員の共同の利益増進を圖るにある。共同の利益といふと非常に廣く解されるが、後で述べる事業の内容に鑑みて、それは自ら組合員の工業經營に關する共同の利益に限られるものと言ふのが適當であらう。

工業小組合を組織する者は小工業者である。工業者の意味は常識で判斷されるであらうが、「小工業者」の範圍は明らかにする必要がある。その範圍は勅令で定められ、資本金額二萬圓を超えない工業者となつてゐる。即ちその事業に使用する建物及び機械器具の評価額に、必要な運轉資金を加へた金額が二萬圓を超えない工業者が工業小組合の組員となれるのである。尤も商工大臣は、特定の種類の工業を指定して資本金額の限度を二萬圓以外の金額に指定することもできるし、また商工大臣は特定の工業小組合につ

いて、資本金額の限度なしに他の組員と營業上特に密接な關聯ある同種の工業者を「小工業者」として指定することもできるやうになつてゐる。なほ工業小組の組員の總数は十人を超えないのが原則である。工業小組は後に述べるやうな事業を行ふのであつて、組員間に相互信頼の念がなければ圓滑に之を執行することはできないのであるが、この相互信頼の念は組員の數が餘り多くては、強固を期し難い。そこで組員の總員は十人を超えないのが原則とされてゐるのである。たゞしこれは原則であるから、實情に照らして適當であれば、十五人で工業小組を設立することも認められるのは言ふまでもない。

工業小組はどんな事業をするか

工業小組の事業は共同受註、共同販賣、共同購入、及び共同設備の設置である。即ち工業小組が共同で註文を引受け、原材料を共同で購入し、共同設備を設置して、組員に利用せしめ、或ひは工業小組自ら加工し、製品を販賣する場合にも共同で販賣するのが工業小組の事業である。

ある。これ等の事業はいはゆる必須事業であつて、これ等の事業の内一つでも行はないときは、工業小組は設立できない。この點は工業組合がその事業として認められてゐるものを選択して行ひ得るのとは大いに趣を異にする。こんな事業を行つてこそ外部からは恰も一企業者の如き姿を呈し、内部は極めて強固に結合し、従つて經營は合理化され、全體が一つの引上げられた企業單位となり、工業小組制度創設の目的たる小工業者の組織化が實現されることとなるのである。なほ工業小組は附隨的の事業として組員の營業に關する指導、研究、調査その他組合の目的を達するに必要な施設をなすことができる。

どうして組織するか、どんな特典があるか

工業小組を設立しようとする場合には、工業組合設立の場合と同様、地方長官の認可を受けなければならず、その他の點についても工業組合と大差ない。唯小工業者であることに鑑み、種々の手續が、できるだけ簡便になつてゐる。工業小組は一企業者のやうな活動をなすものである。

が、その事業は組員の共同の利益増進を圖るにあるのであつて、工業小組が自らのために營業をなすものではないから營業収益税は免除されてゐる。また登録税法、印紙税法上の特典も認められ、さらに商工組合中央金庫の出資者となり、これより金融を受けることができる。

工業組合と小組との關係

工業小組は工業組合の組員となることができる。工業小組は必ず工業組合の組員となるのではなく、工業組合と獨立して設立され存続し得るのであるが、經濟事業でも統制事業、殊に物資の配給に關する事業に於ては、工業組合と獨立して存立することは事實上不可能であらう。従つて例へば洋傘の製造に關する小工業者である柄の製造業者と、生地張業者とで組織した工業小組は、洋傘の製造業者が組織する工業組合に加入することとなるのである。さらに工業組合との關係は一企業者の場合と異り、行政官廳が必要と認めれば工業小組に對してその工業に關する工業組合への加入を命ずることができるのであつて、いは

ゆる統制命令よりも進んだ措置が採られるのである。

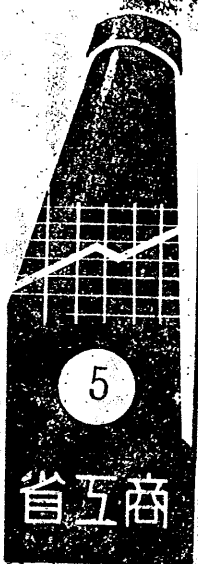
經營の合理化、業者の福音

生産力の擴充、物資需給の調整、輸出の振興、物價の引下等の緊要な經濟諸政策遂行に遺憾なからしめるためには工業經營の合理化が第一である。もとより經營の合理化が直ちに大企業經營といふのではないが、多數の過小工業者の存在することは決して企業の合理化ではなく、この際企業單位の引上げは、會社特に近く實施さるべき有限責任會社制度の活用によつて企圖されるであらうが、このみに依つて實現することは困難であり、これに達する一段階として、工業者を工業者として獨立せしめつゝこれを結合せしめ合同した一企業者たるの實を擧げるには、工業小組こそ實に適切な制度であり、業者もこれに依つてその營業を維持して國策に協力することができ、そのことがわが國産業の進運に寄與する所以ともなるのであるから、本制度の趣旨を充分理解して、急速に組織化の途を進めたいのである。

戦時統制 物資講座

織

維



外貨獲得と繊維工業

繊維工業は、わが國工業中その生産額に於て勞働人員に於て又その投下資本の額に於て最大級の部門である。これを事變前の昭和十一年の統計によつて見ると、五人以上職工使用工場の職工總數の中、金屬工業、機械器具工業の職工數は合せて二七・一%であるの對して、紡織工業のそれは四二・九%である。また生産額に於ては金屬工業と機械器具工業と合せて總額の三三・〇%なのに

對して紡織工業は三二・五%を占めてゐる。こゝに輕工業たる繊維工業のわが國産業上に於ける重大性が看取される。

更に繊維工業はわが國輸出入貿易の大宗をなすものである。纖維原料たる棉花、羊毛の輸入はわが國輸入總額中の約三割を占めてをり、生絲を含めた纖維製品の出は輸出總額の五割以上を占めてゐる。わが國の纖維工業は生絲を除き國內に於てその原料資源を有しない爲めに、主要原料たる棉花、羊毛は殆んどその凡てを外國

よりの輸入に仰いでゐると共に、その製品は國內の需要を充たした上廣くその市場を海外に求めてゐるのである。こんな状態だから、繊維工業はその根柢を外國貿易に依存してゐるものと云へよう。

ところが一方、わが國は重工業關係の原料資源が不充分である爲めに、重工業部門でもその素材の相當部分を外國に依存してゐる現状である。そしてこれ等の素材を輸入するためには輸出による外貨獲得より他道はないのであつて、この輸出は主として繊維工業に求めなければならぬのである。従つて繊維工業はその原料を外國に俟たなければならぬのであるが、その製品の販路を外國に見出すことにより外國貿易の支柱をなし、重工業の發展をも支へてわが國經濟の根柢を爲してゐる。

事變以來のわが國經濟の目標は、軍需品は勿論一切の基本物資の國內に於ける確保といふことであつて、日滿支一體の生産力擴充の遂行によつて從來の原料の外國依存の地位を脱却せんと努力してゐるのである。戦争

の遂行と同時に生産力擴充政策を行ふために、軍需品軍需生産乃至は重工業生産擴充資材の輸入は激増せざるを得ない。かくして戦時經濟の纖維工業に對して要求する役割は自ら明らかである。即ち纖維工業の任務は第一に國際收支の均衡を圖るために出來得る限り原料の輸入を制限することであり、第二に戦時緊急資材の輸入を確保するために輸出の振興を圖ることである。この二にして一なる目的によつて繊維工業の統制は行はれ來つたのである。

消費規正

繊維工業の統制は先づ原料輸入の削減と之に伴ふ措置によつて始まる。事變勃發と共に軍需資材の輸入激増に備へて十二年九月十日輸出入品等臨時措置法の公布を見、同法に基づき不急不要物資の輸入禁止と共に輸出入の許可制度が實施された。そして輸入總額中約三割を占めてゐた纖維原料の輸入は削減を受けること最も大であつた。然しながらこのために纖維製品の輸出に悪影響

を與へることは最も避くべきことであるから、これ等原料の節約は國內用製品に對して強制されたのである。當初、業者の自治的操短、生産制限等を行つたのであるが、事變の擴大により原料輸入はますます制限されるに至り、代用纖維としてのステープル・ファイバーの混用を強制した。即ち十二年十一月より羊毛製品に對して、十二年二月よりは綿製品に對して、それ／＼二割又は三割以上のステープル・ファイバーの混用を法規に依つて強制したのである。

綿製品に對するステープル・ファイバーの強制混用は十三年七月に至り更に一步を進めて、國內用民需品に對する綿の使用を原則として禁止するに至つた。當時綿製品の輸出の減退が漸く顯著になり、國內高物價のため輸出用綿製品の國內流入が盛んであつて之を阻止する手段を講ずることが必要であつた。そして業者の自治的取締も十分の効果を擧げ得ず、綿製品輸出振興のため根本的方策を樹立するの必要に迫られ十三年七月リシク製の採用を決定實施することとなつた。これと共に輸出不振は資材の輸入

を非常に窮乏ならしめ、棉花についても更にその輸入を制限されたため、國內向棉花の節約を一層強化することが必要になり六月二十九日、綿製品製造制限ニ關スル件その他の省令を公布し輸出品、軍需品及び生産資材その他に充てるものを除くほか國內民需向棉花の使用を禁止したのである。

かくして國內用纖維原料としてはステープル・ファイバーを以て充てることとし、延いては單に戰時緊急の必要に應ずべき代用品としてのみならず纖維原料自給の恒久的方策として、原料バルブの生産力擴充に努めることとなつたのである。

配給統制

以上述べたやうに國內用民需品については、その原料の輸入が著しく制限せられたため、之に伴ふ業界の混亂を防止して之等を原料とする製品の配給を調整することが必要となる譯である。棉花輸入の減少によつて綿絲の生産が減少するにつれ、綿絲の偏在による入手不能も生

ずるに至り、業者の操業の平均と中小機業家の綿絲の入手の確保を圖るためには之が配給の統制を行ふことが必要となつて來たのである。そこで昭和十三年一月綿業調整協議會及び綿絲消費統制協議會を組織すると共に三月には綿絲配給統制規則を制定し、切符制による綿絲の配給を實施することとなつた。

然るに物資動員の強化に伴ひ、羊毛、バルブの輸入數量の減少に依り之等を原料とする毛絲、人造絹絲、ステープル・ファイバー絲についてもその法的配給統制を行ふの必要が生じて來たのである。これ等の絲については從來自治的にその生産制限乃至は配給統制が行はれてゐたのであるが、纖維原料の減少に伴ひ之等各種の絲の個別的統制を一步進めてその総合的配給調整を行ふ必要を認められるに至つた。そこで十四年一月纖維配給協議會を設置すると共に、綿絲配給統制規則を、絲配給統制規則に改正し、國內向の綿絲、ス・フ及びス・フ絲、人造絹絲を打つて一丸とする配給統制を實施した。尚ほ毛絲については從來織機封緘による消費制限のみを行つてゐ

たのであるが、市中在荷の減少に伴ひ配給の圓滑を期するため梳毛絲については四月より、紡毛絲については五月より絲配給統制規則による配給を行ふに至つた。

本年五月全纖維製品原料供給調整の最高中樞機關として、輸出入品等臨時措置法に據る纖維需給調整協議會を設置した。本協議會は纖維關係の各團體を網羅した一大統制團體であつて、現在國內向絲の生産計畫の決定及び消費割當數量の決定等にあたつてゐる。

價格統制

次に纖維製品の價格統制について簡単に述べると、當初に於ては民間團體の自治的統制に俟つこととして棉花及び綿絲の最高標準價格を發表して業者の之に據ることを求めた。又綿織物中二三のものについても標準價格の發表を見、棉花については今日まで自治的統制に従つてゐる。然るに綿絲についてはその不足見越による思惑により買占め、賣惜しみ等が行はれ、最高價格違反が盛んに行



はれるに至つて法規による取締の必要が認められた。そこで十三年五月綿絲販賣價格取締規則を制定し、遅れてスフ及びスフ絲、人造絹絲及び毛絲についてもそれと規則を制定、價格を公定したのである。

然るに纖維統制の強化せられるにつれて纖維製品の價格の昂騰を來すに至り、纖維原料及び製品を一貫して價格の取締を爲す必要を認め同年六月二十九日纖維製品販賣價格取締規則の公布を見た。この頃より物價委員會の活動による全般的價格統制に着手することとなり、七月九日物品販賣價格取締規則が制定された後之によつて織物その他の價格公定或は年月日指定等が行はれた。今日國家總動員法に基づく價格統制令により全般的に價格取締の整備を見んとしつゝあるのは周知の通りである。

輸出振興策

纖維統制の最も重大なる一の目的はその輸出の振興にあつた。然るに昭和十三年に入つて海外市場の不況と原

料供給の不圓滑、國內物價の昂騰等の影響を受けて纖維製品就中綿製品の輸出は憂ふべき減少を示し、輸入力の減少のための物資動員計畫の變更の止むなきに至り輸出振興策の樹立が問題となつた。

かくして十三年七月國內民需向綿製品の製造禁止と共に綿織出入リンク制度が採用されたのである。これは輸出減退の原因が原料入手の不圓滑と國內の物價高にあることを認めて、輸出品に對する原料棉花の輸入は個人的に製品の輸出にリンクせしめると共に、輸出品の國內地流用を絶対に阻止せんとするものである。そして輸出綿製品配給統制規則を制定して法規による取締を行つた。かくて紡績會社以外の製造業者の自己の計算による生産を禁止し、紡績會社として綿絲、綿布の生産、加工、販賣の一切を行はしめることにより輸出の責任を負はしめ、紡績會社相互間の競争による輸出の振興を期したのである。

その後綿製品の他にスフ製品、人絹製品及び羊毛製品（梳毛絲及びその製品）については三月からリンク制を實

施してゐたについても輸出入原料の確保による輸出振興の爲めそれと商品別リンク制を採用し、自治的にこれが實施を見つゝある。

今後の進路

纖維工業はわが國産業貿易上極めて重要な地位を占め、その製品は生活必需品として國民生活に缺くべからざるものである。従つて纖維工業の如何になりゆくかはわが國經濟にとつて至大の關係を有する。従つて之が對策は慎重對處する必要があるが、今後國內用纖維品についてはその供給數量は更に減少すべき趨勢にあつて之が統制も一層徹底せしめる必要がある。又輸出貿易對策についても、今日迄リンク制の運用に依り相當の成績を收めたのであるが、最近歐洲動亂の勃發により輸出入貿易に關する事情に變化を來しつゝある外、電力、石炭、勞力その他補助資材の入手難等の事情は纖維製品の輸出貿易を阻害するものとして、その對策につき十分考慮しなければならない。

今後の纖維工業の統制の進路については、曩に中央物價委員會に於て決定發表された纖維對策要綱にその大體を示されてゐるから右について少し述べてみよう。

第一は規格の統一單純化である。今後纖維製品の二層減少する實情に鑑み、製品規格の單純化を圖り國民生活上必要なる少數の種類に限定して最少限度の國民必需品を確保すると共に、公定價格の勵行に資する必要がある。これについては去る九月五日纖維製品製造制限規則を制定公布し一部實施を見た。即ちステール・ファイバー織物その他につき規格を定め、右規格に依る纖維供給調整協議會の検査を受けしめ之に合格したものでなければ一般の市販を認めないこととし、十月五日より實施を見ている。今後引き続き毛織物、その他の纖維製品につき規格の制定を見る豫定である。

第二は纖維品の價格公定の整備である。

第三は纖維品供給對策である。今後纖維原料の供給制限と市中在荷の漸減に鑑み纖維品の供給調整のためには

その生産及び配給の計畫性を徹底せしめ計畫實施に關する統制を強化するを必要とする。その根本對策としては第一に纖維原料の自給對策である。これには圓ブロック内の原料増産、バルブの生産力擴充、合成纖維その他新纖維の研究利用等の外、廢品の利用更生による更生纖維の利用等の方策を講ずることが必要である。第二は生産機構の整備對策である。之については企業の間乃至はフル制度の實施により經營の合理化及び能率の増進を圖り生産費の切下を行ふ必要があるのであるが、これ等方策の實施についてはその時期、方法等について慎重考究を要する。第三は配給機構の整備對策である。第一次製品たる絹絲、毛絲、人造絹絲、スフ及びスフ絲等の配給については一應その配給機構の整備を見たのであるが、織物その他の第二次製品については未だ配給統制は行はれてゐない。これ等製品の供給數量の減少はその配給統制を當然必要とするのであるが、右の申いはゆる特免綿織物については需要の關係より之が供給を確保する必要がある。よつて特免綿織物については既に特免綿織物製造株式會社の設立を見た外、統制團體の設立等配給機構の整備に努めつゝある。

次に近時、屑、襪等の更生利用による更生纖維が相當に現はれてゐるのであるが、これ等更生纖維原料としての屑、襪等の配給についても統制團體の整備、法規の制定等につき準備中である。之に伴ひ更生絲、更生絲織物につき規格を定め、その生産及び配給を統制する方針である。

第四は消費統制對策であつて、之が具體策につき別途考究することになつてゐる。

尙ほ生絲及び絹製品についてはその原料を國內に産すること等の點に於て他の纖維品とは趣を異にしてゐるのであつて、以上述べたところも、之にあてはまらない。従來も絹織物及び絹紡絲につき價格の公定等が行はれてゐるにすぎない。最近絹製品についても種々の問題があるのであるがこゝには述べないことにする。

— 國際時事解説 —

ソ芬紛争の經過

— 外務省情報部 —

□

國境發砲事件をめぐり、去る十一月二十八日遂にソ芬不侵略條約の廢棄を宣言したソ聯は、翌二十九日に至りフィンランドとの外交關係を斷絶し、忽ちソ聯軍隊はフィンランド領土進攻を始めた。

即ち、ソ聯軍は國境全線に互り海陸空の三方からフィンランドを攻撃し、三十日中に早くもフィンランド灣入口の要地ハンゲ上陸が傳へられ、首都ヘルシンキも猛爆され、更に、ソ芬會談に於ても戰略的見地からソ聯側が割譲を要求してゐたフィンランド灣内のチタルサトリ、ラヴァンサーリ、セイズカリの三島嶼もソ聯軍の占領する處とな

つた。

次いで十二月一日、開戦後間もなくソ聯軍に占領されたフィンランド北部の要地ベツァモの奪回が傳へられ、四日夜に至りフィンランド軍は一九二二年(大正十年)の國際會議によつて非武装地域と定められてゐたボスニア灣、フィンランド灣、バルト海の接續點にある問題のオーランド島を占領した。又、開戦以來五日間に互つてソ聯海軍の猛攻を受けてゐたホグランド島は、八日に至り遂にソ聯軍の上陸が傳へられたのである。

一方、フィンランドの提訴により、召集された國際聯盟の臨時總會は、十二月十一日、ソ芬兩國に對し、即時休戦し紛争を總會の特別審議に附託するやうに要請し、フィン

ランド政府は直ちにそれを受諾したが、ソ聯政府は十二日に至り、フィンランドとの紛争に對する聯盟の調停を受諾出来ない旨正式に拒絶の回答を送り、そしてソ聯側は對芬戰の不振を挽回すべく近く總攻撃を開始するものと傳へられてゐる。

二

これよりさき、オーランド島、ホッグランド島にソ聯の海空軍根據地を設置する件や、レーニンград北方のソ芬國境を二、三十軒更に北方に移し、それらの代償としてソ聯はカレリア地方をフィンランドへ割譲すること等の要求をめぐり、十月十二日、同二十三日、十一月三日と三度に亘りソ芬會談がモスクワに於て開催されたのであるが、遂に兩國は一致點を見出し得なかつた。

ソ芬會談が物分れに終つた原因については種々傳へられたが、モスクワ方面の消息によれば、當時、ソ聯としては武力に訴へる決意よりも極力交渉によつて希望の實現にとめたものの、反面に於て、北歐の陣容強化を一氣に仕遂げ

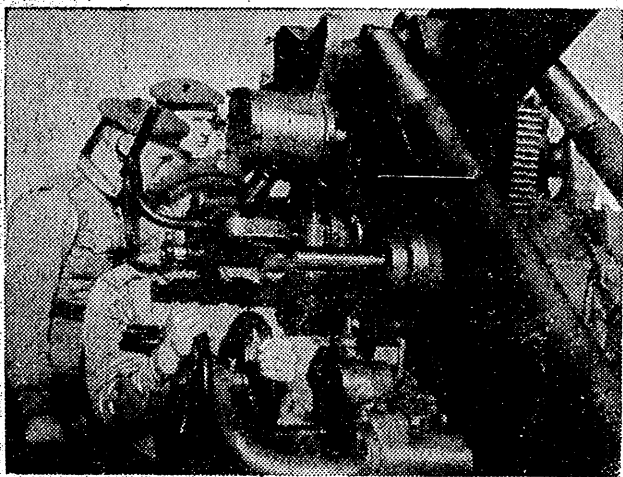
フィンランドに於てはカヤンデル首相が二十三日にラヂオを通じて全國民へ呼びかけ、「フィンランドは過日のソ芬會談に際し極力ソ聯の對芬要求に應ずるやうつとめたのであり、フィンランドはその死活的權益が犯されない範圍内ならば、何時たりともソ芬交渉を再開する用意を有してゐる。但し、ソ聯が精神擾亂戰術や經濟壓迫戰術を以て迫つて來ても、フィンランドは斷じて屈服するものではない」と力説して強硬な態度を表明した。

三

以上の経過をたどりソ芬關係はいよゝ悪化し、つひに十一月二十六日ソ芬國境事件が勃發したのである。

即ちそれはソ聯側の發表によれば、フィンランド兵は不法にも突如ソ聯國境守備兵に向つて發砲し、ために十三名の死傷を出したと稱されてゐる。フィンランド側では、直ちに實地調査を行つたがフィンランド軍より發砲した事實なく、たゞフィンランド國境監視兵がソ聯領内で砲聲のとどろいてゐるのを耳にしたのみであると主張した。次い

るために無理押しに焦つた點も見受けられ、一方、フィン



兵水ドンラシイフつ待を命令で上艦

ランドの對ソ強硬態度の背後にはドイツの尾押しも相當にあらうと云ふ宣傳さへもあつたのである。

二十八日に至りソ芬國境二ヶ所に於て、再び兩國の國境守備兵の衝突が傳へられた。

そして同日中に、モロトフ外務人民委員は、ソ芬不侵略條約の廢棄を聲明した強硬な新通牒を駐ソのフィンランド公使へ手交したのであるが、その内容は次の通りと云はれてゐる。

- 一、ソ聯政府はソ芬不侵略條約を廢棄する。
- 一、國境事件に關するフィンランド側の説明は容認出来ぬ。
- 一、フィンランド軍を國境から撤退する事を新たに要求する。かくてソ聯からソ芬不侵略條約廢棄の通告を含む強硬通牒に接したフィンランド政府は、慎重にその回答案を練り、翌二十九日に至り、「フィンランド政府は、平時常駐の國境守備兵及び税關吏を除くあらゆる軍隊をカレリア地峽の國境地帯より約八十軒撤退し、國境紛争はすべて、中立國の斡旋乃至はソ芬不侵略條約によつて規定された混合委員會を通じて仲裁される事」等の提案を内容とする正式回答を發し、同夜駐ソのフィンランド公使がボチコムキン外務人民委員部長を訪れてその回答文を傳達した處、その

場でボチヨムキン次長は同公使に對し、逆にソ芬國交斷絶に關する通牒を手交したのであつた。

そして國交斷絶後十二時間にして早くもソ芬間は戦争状態に入り、三十日、フィンランド大統領カリオは遂にソ聯との間に戦争状態が存在する旨の布告を發し、フィンランド政府當局は、戦争はすでに開始され、ソ聯軍はカレリア地峽國境を越えて侵入し、テリヨキを空爆中である。」と發表した。

ソ聯軍はカレリア地峽を初め、ラドガ湖の北方スオヤルヴィ、北極洋に臨む國境北端のリボッチ地方、北部國境コラ地方及びフィンランド灣の東部海上の各方面からフィンランド攻略を開始し、占領地テリヨキにクーシネンを首班とする赤色政權を設立させ、十二月二日には早くもそれと次のやうな相互援助並びに親善條約を締結したのであつた。

第一條 カレリア地方をソ聯よりフィンランドへ、又レニンград北方國境地帯をフィンランドよりソ聯へ夫、讓渡す
第二條 フィンランドはソ聯に、陸海軍根據地を貸與し又スル



第一線に出動したフィンランド陸軍

イカリその他の島嶼を賣却す

第三條 軍事的援助を含む相互援助を約す

第四條 兩國は相手國に反對するが如き條約を第三國と締結せざるべし

第五條 兩國は通商條約を締結し貿易の増進を計る

第六條 ソ聯はフィンランドに軍事機材を供給す

第七條 本條約期限は二十五年とし一ヶ年前に破棄の通告を爲さざる時は更に二十五年延長す

第八條 本條約は調印の日より發效し批准交換はヘルシンキに於て之を行ふ

即ちソ聯は、從來存在するフィンランド政府を認めず、テリヨキ政權をしてフィンランド國內闘争の形により、ヘルシンキにあつたフィンランド政府を壓倒し去らうと企ててゐるのである。

テリヨキの赤色政權成立に先立ち、フィンランド政府は十二月一日、國立銀行總裁で進歩黨を率ゐるリチを首班とする新内閣が組織され、社會民主黨、農民黨、進歩黨、瑞典黨の他に統一黨を加へ且つ極右の愛國々民黨よりも閣外

支持を得て、極左の小黨を除き舉國一致の態勢を整へるに至つた。

そしてフィンランド政府はかねて一般市民にヘルシンキから撤退するやう命じてゐたが、四日夜政府自體もヘルシンキの西北方四百軒の地點でボスニア灣に臨むワッサを假首都と定め、直ちに遷都を開始するに至つた。ワッサが新首都に選ばれた理由は、同市がソ芬國境より最も遠隔の地點にあるばかりでなく、對芬積極援助を傳へられるスウェーデンとの聯絡に最も適してゐる爲めと見做されてゐる。

フィンランド側は遷都を必要としたものの、その後ソ芬國境各地の戦闘に於て、ソ聯は豫想以上頑強なフィンランド軍の抵抗に進出を阻まれたが、一方、ソ聯政府は八日に至りモスクワ駐在各國大使宛次の要旨の對芬封鎖斷行の通告を行つた。

ソ聯海軍は八日正午を期し、ボスニア灣北部トルネオ河口から東經二十五度五十分に至るフィンランド海岸及び接續水面の封鎖を斷行することに決定した。故に同方面にある外國船舶に

對し九日までに退去を要求し、若し未報告を無視する船舶は自
己の危険に於て行動すべきものとす。

四

なほ、フィンランド政府は選都に先立ち去る三日、國際
聯盟へ提訴したが、それに對しアルゼンティン及びウルグア
イは聯盟脱退を賭してソ聯の除名を提議し、他の南米六
ヶ國はそれを支持し、去る十三日の聯盟總會も劈頭アルゼ
ンティン代表のソ聯除名提案演説を聴取した。更に十四日
に至りソ聯除名の決議を通過したと報ぜられてゐる。英佛
は對芬同情の聲明を行つてはゐるが、聯盟總會での態度は
ソ聯との關係の悪化を考慮して相當慎重を持して來てゐ
る。

次に米國政府はすでに十月十二日駐ソ米國大使をしてモ
ロトフ外務人民委員に、ソ聯がフィンランドに對し過大な
要求を提出し、歐洲の戦争状態を更に悪化させるやうなこ
とのないやうにとの申入れを行つた。

小國でありながら英佛につぐ有様で、フィンランド地方か
らの對米移民も少くはなく、且つフィンランドこそは對米戰
債の支拂義務を忠實に履行した唯一の國であること等の理
由も加はり、米國に於けるフィンランドの人氣を高めてゐ
る點は見逃せないであらう。

イタリアはソ芬紛争以來、フィンランド側に飛行機を供
給する等積極的援助を與へて居り、従つてその反ソ態度を
激化したと傳へられてゐるが、例へば、半官通信のインフォ
ルマチオーネ・デル・チオルノは、ソ聯のフィンランド侵
略はソ聯の世界擾亂工作の一部を成すものであると喝破
し、ソ聯は對芬工作が完了次第更に侵略の魔手は何處かに
伸ばすであらう。

又、英國は、ソ聯のフィンランド侵略を憤慨しフィンラ
ンドに對し同情の念を禁じ得ないものの、フィンランドの地
位がドイツ制壓下のバルト海内部にあるため直接の援助は
至難であると稱してゐるが、最近、英國政府はフィンランド
に對する物質的援助を可能ならしめるため軍需品輸出禁止

又、十一月三十日ソ芬開戦の報に接するや、駐ソ米國代

理大使はボチロムキン外務人民委員部長を訪問し、米國
はソ芬紛争につき斡旋の勞を取る用意ある旨の本國政府か
らの通告を傳達した。そしてソ聯が米國の斡旋申出を無視
してフィンランド攻撃を進めたことに對し米國朝野は齊し
くソ聯を痛撃し、ピットマン上院外交委員長は「ソ聯が米
國に與へたすべての誓約を踏みにじつた以上、余は來議會
に米ソ關係斷絶の法案を提出する考へである」と述べ、反
對派のボラー上院議員も異口同音に米ソ關係斷絶論に賛成
してゐる。

かくてソ芬戦況の進展に伴ひ、フィンランドに對する米
國の同情的態度は次第に強められ、その具體化した表はれ
の一つとして、米國復興金融會社と米國輸出入銀行の共同
でフィンランドのために一千萬弗のクレディットが設定さ
れ、以て米國の過剩農産物を始めフィンランド人民に必
要な物資の購入に充當されることとなつた。

元來、米國朝野のフィンランドに對する人氣の程度は、

令の緩和を行ふこととなつたと傳へられる。

ドイツは、ソ聯がレーニングラード及びクロンスタット
軍港の安全性を求めてゐるのは誤解し得る處であるが、紛
争自體に對しては傍觀者の立場を採る他なしと稱してゐ
ると傳へられる。

なほ、スウェーデンはフィンランドの獨立はスウェーデン
の獨立なりとする立場からフィンランドに對して積極的の
援助を與へ、參戰をも辭せずとする強硬な態度を示しつゝ、
ある事は、今後の北歐の情勢に關して注目すべき點であら
う。

最近公布の法令

内閣官房總務課

各法令の全文は、公布された日と同日附の官報に掲載されてゐる。

◇兵役法施行令中改正ノ件 (十一月十一日勅令第七百六十八號)

現役に適する者の體格等に新たに第三種を設けて壯丁體格の程度と徴集の關係を一層合理化し、又師範學校を卒業し小學校の教職に就く資格を有する者を、海軍に徴集する場合(その在營期間は一年四十日短縮せられる)は、總て之を水兵とすること等の規定を設けたものである。

◇工業試験所官制中改正ノ件 (十一月十五日勅令第七百六十九號)

朝鮮總督府警備官制中改正ノ件 (十一月十五日勅令第七百七十號)

海軍士官任用令中改正ノ件 (十一月十五日勅令第七百七十一號)

海軍士官進級令中改正ノ件 (十一月十五日勅令第七百七十二號)

海軍志願兵令中改正ノ件 (十一月十五日勅令第七百七十三號)

海軍士官服役令中改正ノ件 (十一月十五日勅令第七百七十四號)

兵役法の改正(前項)に依つて短期現役兵の制度が廢止せられ且つ師範學校を卒業し小學校の教職に就く資格を有する海軍兵の現役は、一年六十日以内(勅令に依つて一年四十日以内)短縮せられることとなつたに伴つて改正されたもので、例へば師範學校を卒業し小學校の教職に就く資格を有する海軍一等兵中より三等下士官を任用する場合の實役停年の特例(實役停年九月)を設け、その他等下士官の服役期間の特例又は特殊進級の制を設ける等の改正があり、いづれも十二月一日より施行された。

◇海軍工廠令中改正ノ件 (十一月十八日勅令第七百七十五號)

豊川海軍工廠新設のため改正せられたもので十二月十五日から施行せられた。

◇朝鮮總督府内臨時職員設置令中改正ノ件 (十一月十八日勅令第七百七十六號)

朝鮮に於ける諸般行政事務の増加に伴ひ關係職員を増員するための改正である。

◇南洋廳内臨時職員設置令中改正ノ件 (十一月十八日勅令第七百七十八號)

南洋廳に於ける労働力の維持培養、作業能率の増進その他労働管理に關する重要事項を調査審議するため厚生大臣の監督に屬する労働管理調査委員會を設置したもので、同委員會は會長一人(厚生次官を以て之に充てる)及び委員三十人以内を以て組織せられ、特別の事項を調査審議するため必要あるときは臨時委員を置くこととなつてゐる。

◇船舶運轉技能者養成令 (十一月二十二日勅令第七百八十二號)

生産力擴充上必要なる技能者中船舶運轉技能者の充足を圖るため船舶運轉技能者養成施設の管理者、船舶所有者又は船舶運轉業者をして右技能者の養成を爲さしめるため、國家總動員法第二十二條の規定に基づいて制定されたものである。

◇樺太廳通信官警備官制中改正ノ件 (十一月二十二日勅令第七百八十一號)

樺太に於ける通信業務の増加に伴ひ關係職員を増員する必要と、既定經費削減に伴ひ、減員を爲す必要あるための改正である。

◇廳府縣臨時職員等設置令中改正ノ件 (十一月二十三日勅令第七百八十二號)

が設けられてゐる。
◇米穀播種等制限令 (十一月二十五日勅令第七百八十九號)
最近に於ける米穀播種の状態に鑑み國家總動員法第八條の規定に基づき米穀の播種その他につき必要なる制限を爲し以て之を調整することとしたもので、一部の規定を除き内地に在つては十二月一日より施行された。

◇衛戍令中改正ノ件 (十一月二十九日勅令第七百九十二號)

衛戍勤務の管掌者たる衛戍司令官と爲るべきものの中には飛行集團長を加へることとしたものである。

◇厚生部内臨時職員設置令中改正ノ件 (十一月二十九日勅令第七百九十一號)

朝鮮總督府企業部臨時設置令 (十一月二十九日勅令第七百九十二號)

朝鮮總督府企業部臨時設置令 (十一月二十九日勅令第七百九十二號)

高等官官等俸給令中改正ノ件 (十一月二十九日勅令第七百九十四號)

國家總動員計畫の設及及び遂行に關する綜合事務並びに時局に緊要な物資の配給の調整に關する事務を掌らしめるため臨時に朝鮮總督府に企業部を設置し、臨時職員たる企業部長一人、事務官七人、理事官一人、技師六人、屬十九人及技師十二人を之に屬せしめ、且つ關係各高等官の中より、朝鮮總督府事務官を命じ、之を同部に屬せしめ得ること爲すの必要により公布された。

◇朝鮮總督府内臨時職員設置令中改正ノ件 (十一月二十九日勅令第七百九十五號)

朝鮮總督府に企業部を設置するに伴ひ物資供給調整に關する事務に従事するため増置した職員を同部に移すこととしたものである。

◇資源調査令中改正ノ件 (十一月二十三日勅令第七百八十三號)

資源調査法第一條の規定に依る資源調査を行ふにつき、市長、市制第六條及び第八十二條第三項の市の區長、町村長又は之に準ずべきものをして調査に必要なる事務を行はしめるため改正したものである。

◇商工省官制中改正ノ件 (十一月二十五日勅令第七百八十四號)

在樺太陸軍部附屬令 (十一月二十五日勅令第七百八十五號)

樺太に在る陸軍部隊及び軍人軍屬等の給與に關し規定したものである。本年十一月十五日以後の分に適用せられることとなつてゐる。

◇樺太陸軍團地方ノ警備ニ從事スル樺太廳ノ職員又ハ其ノ遺族ニ一時金ヲ給スルノ件 (十一月二十五日勅令第七百八十六號)

國境地方の警備に従事する職員が職務のため死亡し又は不具發疾と爲つた場合に、當該職員又は其の遺族に對し一時金を給する必要があるため新たに制定されたものである。

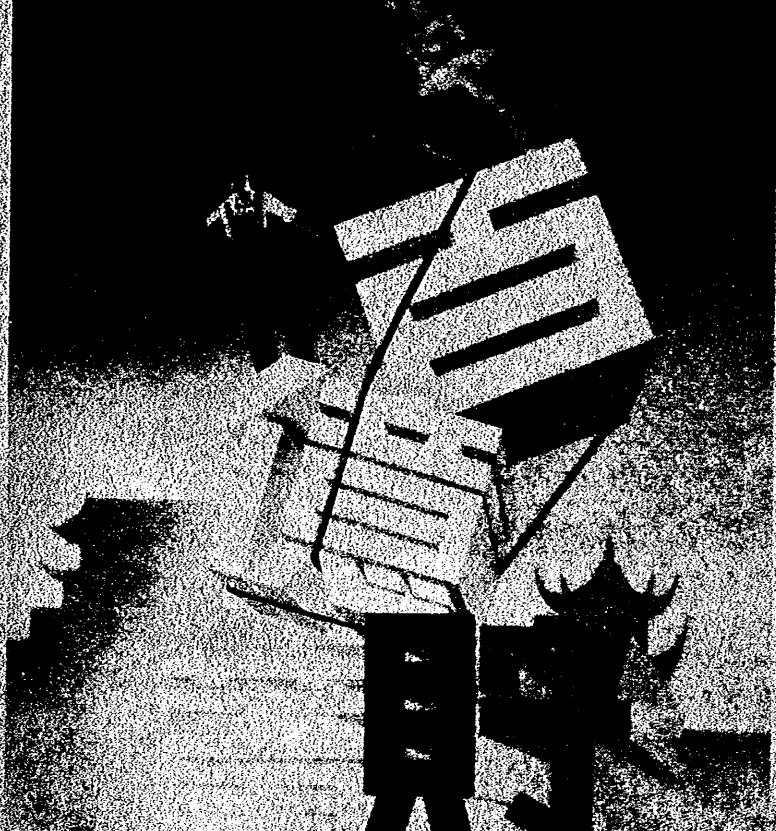
◇樺太ニ於テ警察官吏ニ協力援助シテ死傷シタル者ニ對スル給與ニ關スル件 (十一月二十五日勂令第七百八十七號)

樺太に於て一般民衆が警察官吏に協力援助し、因りて死傷した者に對して、埋葬、扶助及び療養の費用を給する必要によつて制定されたものである。

◇滿洲國ノ武官タル帝國國民ノ陸軍武官補充ニ關スル件 (十一月二十五日勅令第七百八十八號)

滿洲國の武官たる帝國國民で陸軍武官たることを志願し、その才能を有する者は之を陸軍武官(豫備役)の將校又は下士官とすることをを得る途を拓いたもので、將校とする場合は少尉、下士官とする場合は軍曹又は伍長とすることとなつてゐる。その他之等の者の服役につき兵役法施行令との關係その他所要の規定

亞東新大築 蓄貯



省藏大 動機重調強敵濟經

理理想年鑑的・經濟年鑑的
凡ゆる年鑑の標準版

昭和十五年版
同盟時事年鑑

二十年の傳統と權威ある内容に輝く時事年鑑が本社に繼承發行されてより茲に三歳、更に我國唯一の大通信網と完備せる機構によつて最も理想的な年鑑たる威容を整へるに至つた。本昭和十五年版より同盟時事年鑑の新名稱を以て江湖に見ゆるは實に内容の新鮮完璧を記念しての故であり、群小年鑑の上に燦然と光を放つ標準決定版を上梓し得る自信を披瀝したものである。どの頁を開いても資料の豊富、統計の正確、取材の斬新、編輯の懇切を期し、いはゆる年鑑たるのみならず一大百科全書として萬戸必備の寶典たることを主眼とした。各位の御申込を待つ所以である。

即刻御申込下さい

- △△△緊要諸知識は悉く本書一冊に！
- △△△十八の顧問・百人の助手より本書一冊を！
- △△△如何なる疑問も直ちに氷解する年鑑！
- △△△年鑑中の王座を誇る最大の綜合大年鑑！

四六倍判 八百餘頁
定價一部 三圓
送料(寄留) 市內十二錢
外地方六十三錢

東京・銀座 同盟通信社 發行所
法人 同盟通信社
東京東區八〇〇番

露光量違いにより重複撮影

貯蓄で築ける新東亞



省藏大・動運調強戦済經

理想的な年鑑・経済的な年鑑
凡ゆる年鑑の標準版

昭和十五年版
同盟時事年鑑

二十年の傳統と權威ある内容に輝く時事年鑑が本社に繼承發行され、てより茲に三歳、更に我國唯一の大通信網と完備せる機構によつて最も理想的な年鑑たる威容を整へるに至つた。本昭和十五年版より同盟時事年鑑の新名稱を以て江湖に見ゆるは實に内容の新鮮完璧を記念しての故であり、群小年鑑の上に燦然と光を放つ標準決定版を上梓し得る自信を披瀝したものである。どの頁を開いても資料の豊富、統計の正確、取材の斬新、編輯の懇切を期し、いはゆる年鑑たるのみならず一大百科全書として萬戸必備の寶典たることを主眼とした。各位の御申込を待つ所以である。

即刻御申込下さい

- △△△緊要諸知識は悉く本書一冊に！
- △△△十人の顧問・百人の助手より本書一冊を！
- △△△如何なる疑問も直ちに氷解する年鑑！
- △△△年鑑中の王座を誇る最大の綜合大年鑑！

四六倍判 八百餘頁
定價 一部 三圓
送料(書留) 市内 十二錢
地方 十三錢
外地 六十三錢

發行所 同盟通信社
東京・銀座
法人 同盟通信社
振替 東京 八五〇〇番

露光量違いにより重複撮影

週報

二十二月十七日號

第一六七號

昭和十四年十月一日
昭和十四年十月十七日

（毎週一、四、水曜日發行）

國際政局回顧と展望
鐵道貨物輸送の實情
青少年義勇軍現地報告座談會
事變第三年の海軍作戰
敵の冬季攻勢
◇興亞奉公日の元旦
昭和十四年後半期週報總目錄
バルカンの情勢
北樺太利權企業の現況

五錢

週報

昭和十四年十月一日
昭和十四年十月十七日

（毎週一、四、水曜日發行）

內閣印刷局印刷發行



結核に

強力ビタミンB
オリザニン



ビタミンBが体内に缺乏すると食欲不振に陥り、結核菌に対する抵抗力が減退し、尙結核菌の増殖が著明となることが實證され、これらの障壁はオリザニンによるビタミンBの豊富な補給によつて好結果が期待出来る。

50錠 ¥1.20

東京・日本橋・室町 三共株式会社

（判[A5] 格規定國はさき大の書本）